

# 報告事項の取り扱いについて

## 論 点

- 中医協総会での審議事項が多くなる中、効率的かつ充実した審議に資する観点から、中医協以外の会議からの報告事案に係る取り扱いについて検討してはどうか。
- 具体的には、以下の事項について、報告内容を一定の様式にとりまとめ、時期を定めて定期的に報告することとしてはどうか。

## 対象となる報告事項

- ① 先進医療、患者申出療養に係る審議結果、年間実績に係る報告事項
- ② 既に最適使用推進ガイドライン（以下「ガイドライン」と言う。）の対象となっている医薬品等の効能又は効果の追加時のガイドライン又は簡略版ガイドラインの策定に係る報告事項（※1）
- ③ 公知申請とされた適応外薬の保険適用に係る報告事項

※1 新有効成分医薬品収載時のガイドラインについてはこれまで通りの取扱いとする。

## 報告する時期

- 3月、6月、9月、12月に開催される総会で報告（※2）

※2 個別に報告が必要と判断される場合については、この限りではない。

## <イメージ>

報告事項		3月	6月	9月	12月
先進・患者申出 (上記①)	審議結果	○	○	○	○
	年間実績	—	—	—	◎
医薬品等の関連事項（上記②、③）		○	○	○	○

○：前回節目以降に案件があった場合に報告 ◎：必ず報告